

県民の皆様へ

島根県に適用されていた、まん延防止等重点措置について、当初の予定どおり、令和4年2月20日をもって終了することが、政府において決定されました。これを受け、県内と全国の状況、政府の基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者の皆様へ、「島根県の対応」に基づいて、お願いをさせていただきます。要請の期間は、令和4年2月21日から当面の間とします。

なお、まん延防止等重点措置の終了は、本日を含め、まだ3日間ございます。20日（日）までは、これまで同様、混雑した場所等への外出自粛や、飲食店等の営業時間の短縮等を、引き続き、よろしくお願ひします。

特に、お願いしたい事項について絞って申し上げます。

1. 都道府県をまたぐ移動

引き続き、都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えていただくようお願いいたします。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありませんが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底していただくよう、お願ひします。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するために移動することは差し支えありません。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ってください。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ってください。

2. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下としてください。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えていただくようお願いします。ただし、鳥取県(全域)と、生活圈域(通勤、買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方々との飲食については、県内と同じ扱いとし、控えていただく必要はありません。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保してください。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

3. 家庭や職場等での健康管理

風邪症状と油断して、感染確認が遅れることで、感染を拡げている事例が多く見受けられます。

感染の収束に向けては、早期発見が大事になってまいりますので、日々の体調管理を徹底し、微熱や鼻水だけといった軽い症状であっても、仕事や学校などを休み、すみやかに、かかりつけ医、又は「健康相談コールセンター」に連絡の上、医療機関等を受診することを徹底してください。

4. ワクチンの追加接種について

新型コロナウイルスワクチンは、オミクロン株に対しても、追加接種により、重症化予防や発症予防の効果が期待できるとされています。各市町村におかれては、希望する全ての県民が、早期に追加接種を受けられるよう、体制の確保に取り組んでいただくよう、お願いします。

また、ワクチンを接種できる県民の方、特に18歳以上で2回の接種を終えている方は、ワクチンの種類に関わらず、追加接種を検討してください。

5. 児童福祉施設等での感染防止対策

県内では、児童福祉施設等で、感染が確認されている状況です。保育所等では、年齢の関係で子どもさんの感染対策の徹底が難しいことなどから、感染拡大のリスクが高く、その拡大防止のためには、保育所等における感染防止対策等を徹底することが極めて重要であると考えています。

このため、保育所等に新型コロナ感染症を持ち込まないよう、ワクチンの追加接種にあたっては、今後、各市町村で対応可能な範囲内で、保育士等を特に優先していただくよう、県内の全ての市町村に依頼したところです。

また、保育所等でのマスクの着用については、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策として、国において、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもについては、一定の留意事項を踏まえた上で、可能な範囲内で、マスクの着用をすすめることとされております。

島根県においても、保育所等や保護者の皆様方には、感染拡大の防止の観点から、マスクの着用について、ご理解をいただきたいと考えております。

6. まん延防止等重点措置終了後の県の対応

昨日（17日）、お伝えしたとおり、飲食店等への営業時間の短縮等の要請は、20日（日）をもって終了します。

要請に協力いただいた店舗におかれましては、翌日21日（月）から協力金の申請受付を開始しますので、申請期限の3月22日（火）までに、漏れなく申請していただきますようお願いいたします。

また、休館していた「しまね海洋館アクアス」など6つの県立施設を、21日（月）から再開します。

「再発見！あなたのしまねキャンペーン」についても、島根県民の島根県内の施設利用に限って21日（月）から再開します。

県としましては、引き続き、県民の皆様への命と生活、そして県内の事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止と、医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいります。

同時に、ワクチンの追加接種の円滑な推進、傷んだ地域経済の回復にも、取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様の格別のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年2月18日

島根県知事 丸山達也